

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市都市景観条例施行細則の一部を改正する規則（第 112号）

1 改正内容

- (1) 景観法（平成16年法律第 110号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画の策定及び名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号）の一部改正に伴い、景観計画区域内における行為の届出に係る手続等について定めます。（目次、第 1 条、第 2 条の 2 から第 2 条の10、第 8 条、第 9 条、第 1 号様式から第 1 号様式の 6 及び第 2 号様式関係）
- (2) その他規定の整備を行います。（第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 7 条、第11条及び第13条関係）

2 施行期日

平成19年10月 1 日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則（第 113号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部改正に伴い、都市景観形成地区内における広告物等の規格の設定、都市景観形成地区内における自家用広告物の届出書の様式等について定めます。
（第 2 条、第 3 条、第 5 条の 2、第 5 条の 3、別表第 1 の 2、別記第 1 号様式、第 3 号様式の 2 及び第 3 号様式の 3 関係）
- (2) その他規定の整備を行います。（第 8 条及び別表第 1 関係）

2 施行期日

平成19年10月 1 日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 東山動植物園再生専門委員の設置に関する規則（第 114号）

1 制定の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 174条第 1 項の規定により、東山

動植物園の再生及び東山の森づくりに関する事項について、調査を行い、市長に提言する東山動植物園再生専門委員（以下「専門委員」という。）を設置します。（第 1 条第 1 項関係）

2 主な内容

- (1) 専門委員は、動物学、植物学その他に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任します。（第 1 条第 2 項関係）
- (2) 専門委員の任期は、2 年とします。（第 1 条第 3 項関係）
- (3) 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）第 2 条第 2 項及び第 7 条第 4 項の規定に基づき、専門委員の報酬の額等を定めます。（第 2 条関係）

3 施行期日

平成19年 8 月11日から施行します。

○ 名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則（第 115号）

1 改正内容

- (1) 印鑑の登録及び印鑑の登録証明に関する事務を行う区長の権限について、規定の整備を行います。（第 2 条及び第 2 条の 2 関係）
- (2) 登録可能な印影の大きさを25ミリメートルまでとします。（第 6 条関係）
- (3) 区役所支所を置く区役所における印鑑登録手帳の引替交付申請及び印鑑又は印鑑登録手帳の亡失届の手續について、規定の整備を行います。（第13条関係）
- (4) 印鑑登録証明書交付申請書の保存期間を 3 年とします。（第16条関係）
- (5) その他規定の整理を行います。（第 8 条、第 9 条、第 4 号様式、第 6 号様式及び第 7 号様式関係）

2 施行期日

平成19年 8 月13日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 区役所処務規程の一部を改正する規程（第52号）

1 改正内容

名古屋市印鑑条例（昭和46年名古屋市条例第25号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（第2条及び第5条の2関係）

2 施行期日

平成19年8月13日から施行します。

○ 名古屋市区役所支所処務規程の一部を改正する規程（第53号）

1 改正内容

名古屋市印鑑条例（昭和46年名古屋市条例第25号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（第3条及び第4条の2関係）

2 施行期日

平成19年8月13日から施行します。

名古屋市都市景観条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 8 月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 112 号

名古屋市都市景観条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市景観条例施行細則（昭和59年名古屋市規則第46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 条」を「第 2 条の 2」に改める。

第 1 条中「この規則は、」の次に「景観法（平成16年法律第 110 号。以下「法」という。）及び」を加える。

第 2 条中「条例第 2 条第 2 号カ」を「条例第 2 条第 3 号カ」に改め、同条第 4 号から第 7 号までを次のように改める。

- (4) 観覧車、コースターその他これらに類するもの
- (5) アンテナ（高さが 4 メートル以下のものを除く。）及びその附属施設
- (6) 換気施設
- (7) 日よけ、雨よけその他これらに類するもの

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 自動販売機

第2章中第3条の前に次の9条を加える。

(区域の決定)

第2条の2 市長は、条例第11条の5に規定する区域を定めたときは、その旨を告示するものとする。

(届出を要しない建築物等)

第2条の3 条例第11条の6第2号ウの規則で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 都市景観形成地区内の道路から容易に望見されることのない部分のみの増築又は改築をする建築物

(2) 都市景観形成地区外の部分のみの増築又は改築をする建築物で当該増築又は改築をする部分の床面積の合計が既存の建築物の延べ面積の2分の1を超えないもの

2 条例第11条の6第3号イの規則で定める建築物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 都市景観形成地区内の道路から容易に望見されることのない部分又は都市景観形成地区外の部分のみの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）をする建築物

(2) 修繕等をする外壁の面積が10平方メートル以下の建築物

3 条例第11条の6第4号イの規則で定める工作物は、都市景観形成地区内の道路から容易に望見されることのないものとする。

4 条例第11条の6第5号ウの規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 都市景観形成地区内の道路から容易に望見されることのない部分のみの増築又は改築をする工作物

(2) 都市景観形成地区外の部分のみの増築又は改築をする工作物

5 条例第11条の6第6号イの規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 都市景観形成地区内の道路から容易に望見されることのない部分又は都市景観形成地区外の部分のみの修繕等をする工作物

(2) 修繕等をする部分の面積が10平方メートル以下の工作物

(届出等)

第2条の4 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）2通を市長に提出しなければならない。

2 法第16条第2項の規定による届出をしようとする者は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第1号様式の2）2通を市長に提出しなければならない。

3 法第16条第5項の規定による通知をしようとする者は、景観計画区域内における行為の通知書（第1号様式の3）2通を市長に提出しなければならない。

(公表の方法)

第2条の5 条例第11条の9第1項の規定による公表は、名古屋市公報へ掲載し、インターネットを利用するほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

(報告)

第2条の6 条例第11条の10の規定による報告をしようとする者は、景観計画区域内における行為の完了報告書（第1号様式の4）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、行為完了後の建築物等及びその周辺状況を示す写真を添付しなければならない。

(指定の告示)

第2条の7 条例第11条の11第2項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称及び所在地
- (2) 指定番号及び指定年月日

(標識の設置)

第2条の8 法第21条第2項又は第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の文字
- (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称及び所在地

(3) 指定番号及び指定年月日

(現状変更)

第2条の9 法第22条第1項又は第31条第1項の規定による許可を受けようとする者は、景観重要建造物等の現状変更許可申請書（第1号様式の5）を市長に提出しなければならない。

(所有者の変更)

第2条の10 法第43条の規定による届出をしようとする者は、景観重要建造物等の所有者変更届出書（第1号様式の6）を市長に提出しなければならない。

第3条中「及び条例第22条第1項」を削り、同条第3号中「、第14条第1項」の次に「、第51条の2第1項若しくは」を加え、「若しくは第66条第1項」を削り、同条第9号中「、第11条第1項」の次に「、第50条の2第1項」を加え、同条第10号中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改める。

第4条第1項中「第1号様式」を「第2号様式」に改める。

第7条各号を次のように改める。

- (1) 中日本高速道路株式会社
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (3) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (4) 独立行政法人水資源機構
- (5) 日本郵政公社
- (6) 独立行政法人都市再生機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人国際協力機構
- (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (10) 個別の法律に基づき設立される地方公社

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

第11条第1号中「全員」を「過半数」に改める。

第13条第4号中「全員」を「過半数」に改める。

別表中

「

」

行 為 の 種 類	
条例第16条第1項各号に掲げる行為	条例第22条第1項に掲げる行為
建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え又は外壁面の色彩の変更	建築物の新築、増築、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
工作物の新設、増設、改造、移設、除却、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更	工作物の新設、増設、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更	広告物及び広告物を掲出する物件の新設、増設、大規模な模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
土地の形質の変更	土地の形質の変更
木竹の伐採又は植栽	

を

に

行為の種類
建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え又は外壁面の色彩の変更
工作物の新設、増設、改造、移設、除却、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更
広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更
土地の形質の変更
木竹の伐採又は植栽

改める。

第2号様式を削り、第1号様式を第2号様式とし、別表の次に次の6様式を加える。

第 1 号様式

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 ()

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所		名古屋市 区				
		区 分	☐ 大規模建築物等 ☐ 都市景観形成地区 (地区)			
計画名称 (件名)						
設計者の住所氏名						
施工者の住所氏名						
行 為 の 種 類	建 築 物	☐ 新築・移転 ☐ 増築・改築 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更				
	工 作 物	☐ 新設・移転 ☐ 増築・改築 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更				
	土 地 の 形 質	☐ 変更				
設 計 又 は 施 行 方 法	建 築 物	主 要 用 途		構 造		
			届 出 部 分	届出以外の部分	合 計	
		敷 地 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
		建 築 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
		延 べ 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
		階 数	地上 階、地下 階	高 さ	メートル	
		屋 根	仕 上 げ 方 法	色 彩	(彩度)	
		外 壁	仕 上 げ 方 法	色 彩	(彩度)	
		駐 車 場	☐ 有 (台) ☐ 無			
	工 作 物	種 類		構 造		
		高 さ (地 上 か ら の 高 さ)	メートル (メートル)	面 積	平方メートル	
		仕 上 げ 方 法		幅 員 又 は 延 長	メートル	
		色 彩	(彩度)			
	土 地 の 形 質	行 為 面 積	平方メートル	行為後ののり面の高さ	メートル	
		施 工 方 法	☐ 切土 ☐ 盛土 ☐ その他 ()			
		切盛土の高さ	切土	メートル	盛土	メートル
	事前相談実施年月日		年 月 日	事 前 相 談 番 号		
	着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	完 了 予 定 年 月 日		年 月 日

※届出年月日 年 月 日

※ 届出番号

(注) 都市景観形成地区については、裏面にも記入してください。

(裏)

設計 又は 施行 方法	建築物	主要道路 に面する 壁面の位 置	主要道路	敷地の奥行き	道路境界までの最短距離					
					1階	壁	メートル	2階	壁	メートル
				メートル		柱	メートル		柱	メートル
					1階	壁	メートル	2階	壁	メートル
				メートル		柱	メートル		柱	メートル
					1階	壁	メートル	2階	壁	メートル
			メートル	柱		メートル	柱		メートル	
		主要道路 に面する 部分の用 途	主要道路	一階部分の主要用途						
	工 作 物		主要道路	道路境界までの最短距離		道路境界からの出幅				
				メートル		メートル				
				メートル		メートル				
			メートル		メートル					

(注) 1 該当する□の中にレ印をつけてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第1号様式の2

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 ()

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

法第16条第1項の規定による届出年月日		年 月 日	
法第16条第1項の規定による届出番号			
計画名称(件名)			
行 為 の 場 所		名古屋市 区	
		区分	☐ 大規模建築物等 ☐ 都市景観形成地区(地区)
変更する設計又は施行方法	変更する事項		
	変更の内容	変 更 前	
		変 更 後	
変 更 理 由			

※届出年月日 年 月 日	※届出番号
--------------	-------

(注) 1 該当する□の中にレ印をつけてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第1号様式の3

(表)

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 ()

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行 為 の 場 所		名古屋市 区				
		区 分	☐ 大規模建築物等 ☐ 都市景観形成地区 (地区)			
計画名称(件名)						
設計者の住所氏名						
施工者の住所氏名						
行 為 の 種 類	建 築 物	☐ 新築・移転 ☐ 増築・改築 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更				
	工 作 物	☐ 新設・移転 ☐ 増築・改築 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更				
	土 地 の 形 質	☐ 変更				
設 計 又 は 施 行 方 法	建 築 物	主 要 用 途			構 造	
			届 出 部 分		届出以外の部分	合 計
		敷 地 面 積	平方メートル		平方メートル	平方メートル
		建 築 面 積	平方メートル		平方メートル	平方メートル
		延 べ 面 積	平方メートル		平方メートル	平方メートル
		階 数	地上 階、地下 階		高 さ	メートル
		屋 根	仕 上 げ 方 法		色 彩	(彩度)
		外 壁	仕 上 げ 方 法		色 彩	(彩度)
		駐 車 場	☐ 有 (台) ☐ 無			
	工 作 物	種 類			構 造	
		高 さ (地上からの高さ)	(メートル メートル)		面 積	平方メートル
		仕上り方法			幅員又は延長	メートル
	土 地 の 形 質	行 為 面 積	平方メートル		行為後ののり面の高さ	メートル
		施 工 方 法	☐ 切土 ☐ 盛土 ☐ その他 ()			
		切盛土の高さ	切土		メートル	盛土
事前相談実施年月日		年 月 日	事 前 相 談 番 号			
着手予定年月日		年 月 日	完了予定年月日		年 月 日	

※通知年月日 年 月 日

※ 通知番号

(注) 都市景観形成地区については、裏面にも記入してください。

(裏)

設計 又は 施行 方法	建築物	主要道路 に面する 壁面の位 置	主要道路	敷地の奥行き	道路境界までの最短距離					
					1階	壁	メートル	2階	壁	メートル
				メートル		柱	メートル		柱	メートル
					1階	壁	メートル	2階	壁	メートル
				メートル		柱	メートル		柱	メートル
					1階	壁	メートル	2階	壁	メートル
				メートル		柱	メートル		柱	メートル
			工 作 物	主要道路	一階部分の主要用途					
		主要道路	道路境界までの最短距離				道路境界からの出幅			
			メートル				メートル			
		メートル				メートル				
		メートル				メートル				

(注) 1 該当する□の中にレ印をつけてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第1号様式の4

景観計画区域内における行為の完了報告書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

報告者 住 所

氏 名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 ()

名古屋市都市景観条例第11条の10の規定により、次のとおり報告します。

計画名称 (件名)			
行 為 の 場 所	名古屋市 区		
	区 分	☐ 大規模建築物等 ☐ 都市景観形成地区 (地区)	
届 出 年 月 日	年 月 日		
届 出 番 号			
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日		

※報告年月日 年 月 日	※
-----------------------------	---

(注) 1 該当する□の中にレ印をつけてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 1 号様式の 5

景観重要建造物等の現状変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住 所

氏 名 印

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 ()

景観法第22条第1項
第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
景観重要建造物・樹木の名称	
景観重要建造物・樹木の所在地	名古屋市 区
変 更 の 内 容	
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
設 計 者 の 住 所 氏 名	住 所 氏 名 電 話 ()
施 工 者 の 住 所 氏 名	住 所 氏 名 電 話 ()
そ の 他 参 考 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 1 号様式の 6

景観重要建造物等の所有者変更届出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 ()

景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
景観重要建造物・樹木の名称	
景観重要建造物・樹木の所在地	名古屋市 区
変 更 年 月 日	年 月 日
旧所有者の住所氏名	住 所 氏 名 電 話 ()
新所有者の住所氏名	住 所 氏 名 電 話 ()
変 更 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第3条第3号、第9号及び第10号並びに第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 8 月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 113 号

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、別表第1のとおり」を「別表第1のとおりとし、同条第3項の規定による規格は別表第1の2のとおり」に改める。

第3条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第3条の2第1項に規定する広告物又は掲出物件については、広告物の表示又は掲出物件の設置の場所及び状況を示す写真

第5条の次に次の2条を加える。

（自家用広告物の届出）

第5条の2 条例第5条の2の規則で定める広告物又は掲出物件（条例第7条第1項第1号、第3号の2、第4号又は第6号の規定により条例第4条の規定が適用されない場合を除く。）は、表示面積の合計が5平方メートルを超え10平方メートル以下のものであって、表示又は設置の期間が30日を超える

ものとする。

2 条例第5条の2の規定により届出をしようとする者は、別記第3号様式の2により都市景観形成地区内における自家用広告物届出書を市長に提出しなければならない。

3 第3条第2項の規定は、前項の規定による届出書について準用する。

(報告)

第5条の3 条例第5条の4の規定により報告をしようとする者は、別記第3号様式の3により都市景観形成地区内における屋外広告物表示・設置完了報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、行為完了後の広告物又は掲出物件の設置の場所及び状況を示す写真を添付しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第32条の2第3項の規定による報告について準用する。

第8条に次の1号を加える。

(5) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

別表第1 広告物等規格表第1項中

建築物又は工作物の壁面を利用するもの	1 広告物は、その広告物を設置する壁面上の下端及び両側端を超えて掲出しないこと。	一つの広告物の表示面積は、30平方メートル以下とすること。ただし、階数3以上又は高さ11メートル以上の建築物又は	を
	2 広告物は、建築物又は工作物の窓又は開口部をふさがないこと。	工作物の壁面に	
	3 建築物又は工作物の地上60メートルを超える壁面には、条例第7	設けるときは、	

	条第 1 項第 2 号に規定する広告物以外は表示しないこと。	その面における表示面積は、その壁面面積の10分の 2 以下とすること。
--	--------------------------------	-------------------------------------

」

「

建築物又は工作物の壁面を利用するもの	1 広告物は、その広告物を設置する壁面の上下端及び両側端を超えて掲出しないこと。 2 広告物は、建築物又は工作物の窓又は開口部をふさがないこと。ただし、市長が特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。 3 建築物又は工作物の地上60メートルを超える壁面には、条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する広告物以外は表示しないこと。	一つの広告物の表示面積は、30平方メートル以下とすること。ただし、階数 3 以上又は高さ11メートル以上の建築物又は工作物にあつては、一壁面における表示面積の合計は、その壁面面積の10分の 2 以下とすること。
--------------------	--	--

に

」

改め、同表第 3 項中「日本道路公団が設置し、管理する」を「中日本高速道路株式会社が管理する」に、「名古屋高速道路公社が設置し、管理する自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第 180 号）」を「名古屋高速道路公社が管理する自動車専用道路（道路法）」に改め、同表第 4 項第 4 号中「日本道路公団が設置し、管理する」を「中日本高速道路株式会社が管理する」に、「名古屋高速道路公社が設置し、管理する」を「名古屋高速道路公社が管理する」に改め、

同表第5項第2号イ（イ）に次のただし書を加える。

ただし、市長が通行上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第 1 の 2 都市景観形成地区内における広告物等規格表

1 久屋大通都市景観形成地区

(1) 共通基準

ア 広告物の表示面の上端の高さを地上10メートル以上とする場合は、次のとおりとすること。ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。

(ア) 日本工業規格 Z 8721に規定する彩度（以下「彩度」という。）14 以下とする。

(イ) 表示面積の 3 分の 2 以上は彩度10以下又は表示面積の 4 分の 3 以上は彩度12以下とする。

イ 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物又は音響を伴う広告物は設置しないこと。ただし、市長が周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性の高いもの又は景観上デザインが優れているものと認めた場合は、この限りでない。

(2) 広告塔、広告板等

種類		基準
広告塔及び広告板	地上に設置のもの	1 広告塔及び広告板の高さは地上10メートル以下とし、かつ、一側面における表示面積の合計は 5 平方メートル以下とすること。ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。 2 久屋大通の道路境界線（すみきり部分については、同一街区内的におけるすみきりを除いた久屋大通の道路境界線を延長した線）から 0.5 メートル以内の区域には、設置しないこと。ただし、隣地境界線から 1 メートル以内の区域に設置する場合は、この限りでない。 3 広告塔及び広告板が、久屋大通の道路境界から道路上に突出するときは、広告塔及び広告板の下端は道路面から 4.5 メートル以上とすること。
	建築	1 広告塔及び広告板の高さは、当該広告塔及び広告板を設置する箇所におけるその建築物の高さ（令第 2 条第 1 項第

物の屋上に設置するものの	6号に規定する高さをいう。)の3分の1以下、かつ、広告塔及び広告板の横の長さの1.5倍以下とし、安定感のあるデザインとすること。ただし、市長が景観上デザインが優れていると認めた場合は、この限りでない。 2 広告塔及び広告板の表示面に使用する色の数は、地色を含め4以下とすること。ただし、市長が景観上デザインが優れていると認めた場合は、この限りでない。 3 骨組み、支柱等の構造体は、目立たないようにすること。 4 広告塔の上部に広告物を表示しないこと。
建築物又は工作物の壁面を利用するもの	一壁面における表示面積の合計は、その壁面面積の10分の1以下とすること。
建築物又は工作物の側面に突出する形式のもの (久屋大通に面するものに限る。)	1 広告物の取付壁面からの出幅は、1メートル以下とすること。 2 広告物の下端は道路面から4.5メートル以上とすること。ただし、一つの表示面の表示面積が1平方メートル以下、かつ、広告物の下端が道路面から2.5メートル以上の場合又は市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。
建築物	建築物又は工作物の屋根面に広告物を表示しないこと。

又は工 作物の 屋根面 を利用 するも の	
--------------------------------------	--

2 広小路・大津通都市景観形成地区

(1) 広小路通地区

ア 共通基準

広告物の表示面の上端の高さを地上10メートル以上とする場合又は表示面積が15平方メートルを超える場合は、次のとおりとすること。ただし、表示面積が30平方メートル以下の懸垂幕又は市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。

(7) 彩度14以下とする。

(イ) 表示面積の2分の1以上は彩度10以下又は表示面積の3分の2以上は彩度12以下とする。

イ 広告塔、広告板等

種類		基準
広 告 塔 及 び 広 告 板	地上設置のもの	1 広告塔及び広告板の高さは地上10メートル以下とし、かつ、一側面における表示面積の合計は10平方メートル以下とすること。ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。 2 広小路通の道路境界線（すみきり部分については、同一街区区内におけるすみきりを除いた広小路通の道路境界線を延長した線）から1.5メートル以内の区域には、設置しないこと。ただし、市長が通行上支障がないと認めた場合は、この限りでない。 3 広告塔及び広告板が、広小路通の道路境界から道路上に突出するときは、広告塔及び広告板の下端の高さを次のとおりとすること。ただし、一つの表示面の表示面積が1平方メートル以下、かつ、広告物の下端が道路面から2.5メートル以上の場合、この限りでない。 (1) 伏見通～久屋大通 道路面から6メートル以上 (2) (1)の区間を除く区間 道路面から4.5メートル以上
	建	1 広告塔及び広告板の表示面は縦10メートル以下、か

建築物の屋上に設置するものの	つ、広告塔及び広告板の高さは横の長さの2倍以下とし、安定感のあるデザインとすること。ただし、市長が景観上デザインが優れていると認めた場合は、この限りでない。 2 骨組み、支柱等の構造体は、目立たないようにすること。
建築物又は工作物の壁面を利用するもの	一壁面における表示面積の合計は、その壁面面積の10分の1以下とすること。ただし、一壁面の面積が100平方メートル未満の建築物又は工作物については、10平方メートル以下とすること。
建築物又は工作物の側面に突出する形式のもの (広小路通に面するものに限る。)	1 広告物の取付壁面からの出幅は、1メートル以下とすること。 2 広告物の下端の高さは、次のとおりとすること。ただし、一つの表示面の表示面積が1平方メートル以下、かつ、広告物の下端が地上2.5メートル以上の場合、この限りでない。 (1) 伏見通～久屋大通 地上6メートル以上 (2) (1)の区間を除く区間 地上4.5メートル以上

ウ その他

電光ニュースその他の電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物

(7) 表示面積は、30平方メートル以下とすること。ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。

(イ) 音響を伴う電光表示装置は、設置しないこと。ただし、市長が周辺環境への十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。

(ウ) 建築物又は工作物の側面に突出する形式又はこれに類する形状の場合は、一つの表示面の表示面積は1平方メートル以下とし、表示に常時動きのあるもの又は点滅するものは、設置しないこと。

(2) 大津通地区

ア 共通基準

広告物の表示面の上端の高さを地上10メートル以上とする場合は、次のとおりとすること。ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。

(ア) 彩度14以下とする。

(イ) 表示面積の2分の1以上は彩度10以下又は表示面積の3分の2以上は彩度12以下とする。

イ 広告塔、広告板等

種類		基 準
広告塔及び設置するもの	地上に設置するもの	1 広告塔及び広告板の高さは、地上10メートル以下とすること。ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。 2 大津通の道路境界線（すみきり部分については、同一街区におけるすみきりを除いた大津通の道路境界線を延長した線）から1.5メートル以内の区域には、設置しないこと。ただし、市長が通行上支障がないと認めた場合は、この限りでない。 3 広告塔及び広告板が、大津通の道路境界から道路上に突出するときは、広告塔及び広告板の下端は道路面から6メートル以上とすること。ただし、一つの表示面の表示面積が0.3平方メートル以下、かつ、広告物の下端が道路面から2.5メートル以上の場合又は表示面が横0.5メートル以下、かつ、広告物の下端が道路面から3.5メートル以上の場合、この限りでない。
	建築物の屋	1 広告塔及び広告板の高さは10メートル以下、当該広告塔及び広告板を設置する箇所におけるその建築物の高さ（令第2条第1項第6号に規定する高さをいう。）の2分の1以下、かつ、広告塔及び広告板の横の長さの2倍以下とし、安定感のあるデザインとすること。ただし、市

上に設置するもの	長が景観上デザインが優れていると認めた場合は、この限りでない。 2 骨組み、支柱等の構造体は、目立たないようにすること。
建築物又は工作物の壁面を利用するもの	一壁面における表示面積の合計は、その壁面面積の10分の1以下とすること。
建築物又は工作物の側面に突出する形式のもの（大津通に面するものに限る。）	1 広告物の取付壁面からの出幅は、1メートル以下とすること。 2 広告物の下端の高さは、次のとおりとすること。 (1) 広告物が大津通の道路境界から道路上に突出するときは、広告物の下端は道路面から6メートル以上とする。ただし、一つの表示面の表示面積が0.3平方メートル以下、かつ、下端が道路面から2.5メートル以上の場合又は表示面が横0.5メートル以下、かつ、下端が道路面から3.5メートル以上の場合は、この限りでない。 (2) 広告物が大津通の道路境界から道路上に突出しないときは、広告物の下端は地上2.5メートル以上とする。

ウ その他

電光ニュースその他の電光表示装置及び映像（レーザー光線による場合を含む。）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物

- (ア) 表示面積は、30平方メートル以下とすること。ただし、市長が街並みとの調和に十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。
- (イ) 音響を伴う電光表示装置は、設置しないこと。ただし、市長が周辺環境への十分な配慮を行うものと認めた場合は、この限りでない。
- (ウ) 建築物又は工作物の側面に突出する形式又はこれに類する形状の場合は、電光表示装置は設置しないこと。

別記第 1 号様式中

14	他の法令、 条例若しくは規則による出願、届出又は許可の日		
15	国、地方公共団体等の 公益認定	名古屋市屋外広告物条例第 条 の規定 による公益上必要な広告物としての認定を同条例 施行細則第 9 条の規定により申請します。	
		表示又は設置の目的	
		※名古屋市受付	
		※手数料金額	

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

14	景観計画における区分	☐ 大規模広告物 ☐ 都市景観形成地区(地区)
15	他の法令、 条例又は規則による出願、届出又は許可の日	
16	国、地方公共団体等の 公益認定の申請	☐ 有 名古屋市屋外広告物条例第 条 の規定 による公益上必要な広告物としての認定を同条例 施行細則第 9 条の規定により申請します。 (表示又は設置の目的:)

	☐ 無
	※名古屋市受付
	※手数料金額

(注) 1 該当する□の中にレ印をつけてください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

改める。

別記第 3 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第 3 号様式の 2

都市景観形成地区内における自家用広告物届出書

年 月 日							
(あて先)名古屋市長							
(表示・設置者)住 所							
氏 名							
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)							
電 話 ()							
名古屋市屋外広告物条例第 5 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。							
1 地区の名称	都市景観形成地区						
2 表示又は設置の場所	区						
3 表示面積	種類	縦 横 (メー トル)	面数	数量	面積(平 方メー トル)	地上から の下端の 高さ(メ ートル)	※シス テム番 号
	(1)	×					
	(2)	×					
	(3)	×					
	(4)	×					
	(5)	×					
計							平方メートル
4 主な表示内容							
5 土地、建物等の所有者住所氏名							
6 工事施工者	住 所 氏 名					登録番号	
7 工事着手予定日	年 月 日			8 工事完了予定日	年 月 日		
9 他の法令、条例又は規則による出願、届出又は許可の日							
10 ※受付年月日	年 月 日			11 ※形成基準との適合			
						※名古屋市受付	

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 3 号様式の 3

都市景観形成地区内における屋外広告物表示・設置完了報告書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(表示・設置者) 住 所

氏 名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

電 話 ()

名古屋市屋外広告物条例第 5 条の 4 の規定により、次のとおり報告します。

地区の名称	都市景観形成地区
表示又は設置の場所	区
許可日	年 月 日
台帳番号	
工事完了日	年 月 日

※	※
---	---

(注) 1 名古屋市屋外広告物条例第 5 条の 2 に規定する広告物又は掲出物件にあっては、許可日に代えて届出日を、台帳番号に代えて届出番号を記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第1 広告物等規格表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市屋外広告物条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市屋外広告物条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

東山動植物園再生専門委員の設置に関する規則をここに公布する。

平成19年 8 月 9 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 114 号

東山動植物園再生専門委員の設置に関する規則

(設置)

第 1 条 東山動植物園再生プランを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 174 条第 1 項の規定により、東山動植物園の再生及び東山の森づくりに関する事項について、調査を行い、市長に提言する東山動植物園再生専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

2 専門委員は、動物学、植物学その他に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることができる。

(報酬の額等)

第 2 条 専門委員の報酬及び費用弁償の額は、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）第 2 条第 2 項及び第 7 条第 4 項の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。

(1) 報酬の額 日額13,300円

- (2) 旅費の額 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）別表第1行政職給料表の職務の級8級に相当するとして、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を適用して算定した額（庶務）

第3条 専門委員の庶務は、緑政土木局東山総合公園再生推進室において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年8月11日から施行する。
- 2 東山動植物園再生検討委員の設置に関する規則（平成17年名古屋市規則第122号）は、廃止する。

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 8 月10日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 115 号

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市印鑑条例施行細則（昭和46年名古屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「事務は、」の次に「住所地（外国人にあっては居住地。以下同じ。）を所管する」を、「区長」の次に「（次条を除き、以下「区長」という。）」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（登録の移管）

第 2 条の 2 登録を受けている者が、市内の他の区へ転出をしたとき（外国人にあっては、市内の他の区へ居住地を変更したとき）は、当該登録を受けている者の従前の住所地を所管する区長は、当該登録を受けている者の現在の住所地を所管する区長に、当該登録を受けている者に係る登録を移管するものとする。

第 6 条第 3 号中「20ミリメートル」を「25ミリメートル」に改める。

第8条中「印鑑・印鑑登録手帳亡失届」を「印鑑・印鑑登録手帳亡失届
印鑑登録廃止申請書」に改める。

第9条中「印鑑登録廃止申請書」を「印鑑・印鑑登録手帳亡失届
印鑑登録廃止申請書」に、「第7号様式」を「第6号様式」に改める。

第13条中「申請、」を「申請又は」に改め、「又は第4条第1項の規定による持参した回答書の提出」及び「（外国人にあっては居住地）」を削り、「区役所支所の所管区域にある場合はその区役所支所」を「区役所支所を置く区役所」にあっては、「区役所又は区役所支所」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第4条第1項の規定による持参した回答書の提出は、登録の申請を行った区役所又は区役所支所において行わなければならない。

第16条に次の1号を加える。

(3) 印鑑登録証明書交付申請書 3年

第4号様式表面中「名古屋市 区役所」を「名古屋市」に改める。

第4号様式裏面中

「登録番号

を

登録年月日

」

「登録番号

に、

登録年月日

」

「6 区外へ転出するとき及び印鑑の登録が廃止されたことを知ったときは、この手帳を提出してください。」を「6 この手帳は、名古屋市内であれば住所を変更したときでも有効ですが、名古屋市外へ転出をしたときは無効になります。」に改める。

第6号様式を次のように改める。

第 6 号様式

印鑑・印鑑登録手帳亡失届

印 鑑 登 録 廃 止 申 請 書

年 月 日

(あて先) 名古屋市 区長

届出等の理由	該当する□の中にレ印をつけてください。 ☐ (1) 印鑑の亡失 (印鑑の押印は不要です。) ☐ (2) 印鑑登録手帳の亡失 (印鑑の押印、登録番号の記入は不要です。) ☐ (3) 印鑑登録の廃止
--------	--

登録番号	住 所	
印 鑑		
	氏 名	生年月日

申 請 者	☐ 本 人		☐ 代理人
	代理人	住 所	(署名又は記名押印してください。)
		氏 名	
連 絡 先	電話 ()	番	自宅・勤務先・携帯等

(注意)

- 届出等の理由が(1)に該当する場合は、印鑑登録手帳を添えて届け出てください。
- 届出等の理由が(2)に該当する場合は、登録番号欄に記入する必要はありません。
- 届出等の理由が(3)に該当する場合は、登録印鑑及び印鑑登録手帳を添えて申請してください。
- 代理人が届出又は申請するときは、委任の旨を証する書面を添付してください。
- 外国人の方は、住所欄には居住地を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とする。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式 削除

附 則

- 1 この規則は、平成19年8月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市印鑑条例施行細則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて作成されている印鑑登録手帳は、この規則による改正後の名古屋市印鑑条例施行細則（以下「改正後規則」という。）の規定に基づいて作成された印鑑登録手帳とみなす。

名古屋市告示第 289 号

名古屋市大根山土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成19年 8 月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

1 組合の名称

名古屋市大根山土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市緑区大高台一丁目 906 番地

3 設立認可の年月日

平成 4 年 8 月 7 日

4 変更認可の年月日

平成19年 8 月 6 日

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第290号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成19年8月6日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局道路部道路管理課及び名古屋高速道路公社計画部計画課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成19年8月6日

名古屋市長 松 原 武 久

道路の供用開始

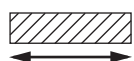
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	高速分岐3号	名古屋市中川区山王一丁目203番地先から 名古屋市中区松原三丁目1424番地先まで	附 図

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

附 図



凡 例



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 291 号

生活保護法による指定介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成19年 8月 7日

名古屋市長 松 原 武 久

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
訪問介護エフエムパートナーズ	名古屋市東区泉一丁目22番29号	平成19年 4月 1日
名北介護サービス	名古屋市西区域町 7番地	平成19年 3月 1日
すみれケアサービス介護アシスト	名古屋市中区丸の内二丁目14番32号	平成19年 3月 1日
エム・オーヒューマンサービス訪問介護事業所	名古屋市中川区花池町 2丁目56番地の 1	平成18年 10月 1日
カヒコ訪問介護センター野並	名古屋市天白区野並三丁目 302番地	平成19年 4月 1日
ヘルパーステーションウィルライフ	名古屋市天白区山郷町 3番地	平成19年 3月 1日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
有限会社タマ介護センター	名古屋市西区上名古屋三丁目 6番 7号	平成18年 4月 1日
名北介護サービス	名古屋市西区域町 7番地	平成19年 3月 1日
米野訪問介護サービス	名古屋市中村区太閤二丁目 3番2号	平成18年 12月 1日
すみれケアサービス介護アシスト	名古屋市中区丸の内二丁目14番32号	平成19年 3月 1日
エム・オーヒューマンサービス訪問介護事業所	名古屋市中川区花池町 2丁目56番地の 1	平成18年 10月 1日

やよいケアサービス	名古屋市南区柵下町 4丁目13番地	平成19年 3月 7日
アテナ介護サービス	名古屋市守山区川北町 320番地	平成18年 4月 1日
ヘルパーステーション名東	名古屋市名東区代万町 1丁目49番地	平成18年 4月 1日
在宅看護センター愛介護サービス「緻」こまやか名東	名古屋市名東区八前二丁目1820番地	平成18年 4月 1日
フレンドヘルパー事業所	名古屋市天白区植田三丁目 810番地	平成19年 3月 1日
カヒコ訪問介護センター野並	名古屋市天白区野並三丁目 302番地	平成19年 4月 1日
ヘルパーステーションウィルライフ	名古屋市天白区山郷町 3番地	平成19年 3月 1日

3 訪問入浴介護

介護機関名	所在地	指定年月日
アサヒサンクリーン訪問入浴浄心	名古屋市西区上名古屋三丁目13番 3号	平成18年 11月 1日

4 介護予防訪問入浴介護

介護機関名	所在地	指定年月日
アサヒサンクリーン訪問入浴浄心	名古屋市西区上名古屋三丁目13番 3号	平成18年 11月 1日

5 訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションエフエムパートナーズ	名古屋市東区泉一丁目22番29号	平成19年 4月 1日
訪問看護ステーション希望	名古屋市北区清水三丁目17番 3号	平成19年 3月 1日
メディカルノア訪問看護ステーション	名古屋市中村区烏森町 3丁目27番地	平成19年 2月13日

6 介護予防訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション希望	名古屋市北区清水三丁目17番3号	平成19年 3月1日
訪問看護ステーション志水	名古屋市守山区大森一丁目1204番地	平成18年 4月1日

7 居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
たんぽぽ薬局名南店	名古屋市南区三吉町6丁目25番地の1	平成19年 3月1日
わかば薬局三吉店	名古屋市南区三吉町6丁目25番地の1	平成19年 3月12日

8 介護予防居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	指定年月日
たんぽぽ薬局名南店	名古屋市南区三吉町6丁目25番地の1	平成19年 3月1日
わかば薬局三吉店	名古屋市南区三吉町6丁目25番地の1	平成19年 3月12日

9 通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
デイサービスセンター希望	名古屋市北区清水三丁目17番3号	平成19年 3月1日
デイサービスまちの縁側・楽	名古屋市北区辻町1丁目32番地の1	平成19年 4月1日
有限会社タマ介護センター	名古屋市西区上名古屋三丁目6番7号	平成18年 4月1日
ケアネットホーム尾頭橋 デイサービスセンター歌音	名古屋市中川区尾頭橋三丁目15番13号	平成19年 3月1日
デイサロンいちい	名古屋市守山区大森北一丁目2803番地	平成19年 2月1日

10 介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
たんぽぽデイサービス城北	名古屋市北区天道町 3丁目13番地	平成19年 1月 1日
デイサービスセンター希望	名古屋市北区清水三丁目17番 3号	平成19年 3月 1日
デイサービスまちの縁側・楽	名古屋市北区辻町 1丁目32番地の 1	平成19年 4月 1日
有限会社タマ介護センター	名古屋市西区上名古屋三丁目 6番 7号	平成18年 4月 1日
ケアパートナー本陣	名古屋市中村区猪之越町 3丁目 6番34号	平成18年 4月 1日
デイサービス 21	名古屋市中区上前津一丁目12番 7号	平成19年 2月 1日
シルバー21	名古屋市中区上前津二丁目13番 1号	平成18年 9月 1日
ケイズファミリーデイサービス	名古屋市熱田区伝馬一丁目 2番 25号	平成18年 4月 1日
ケアネットホーム尾頭橋 デイサービスセンター歌音	名古屋市中川区尾頭橋三丁目15番13号	平成19年 3月 1日
ニコニコデイサービス鶴里	名古屋市南区鶴里町 3丁目40番地の 1	平成19年 3月 1日
デイサロンいちい	名古屋市守山区大森北一丁目 2803番地	平成19年 2月 1日
えんがわにつき	名古屋市名東区猪子石原二丁目 1302番地	平成18年 4月 1日

11 介護予防通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
デイケア志水	名古屋市守山区大森一丁目1204番地	平成18年 4月 1日
デイケア・セエダ	名古屋市名東区社台三丁目19番地の 1	平成19年 1月 1日

12 短期入所生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム守牧苑	名古屋市守山区守牧町 128番地の 5	平成18年 4月 1日

13 介護予防短期入所生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム守牧苑	名古屋市守山区守牧町 128 番地の 5	平成 18 年 9 月 1 日

14 福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
福祉用具エフエムパートナーズ	名古屋市東区泉一丁目 22 番 29 号	平成 18 年 11 月 1 日
ぽぽライフ	名古屋市緑区六田一丁目 192 番地	平成 19 年 3 月 1 日

15 介護予防福祉用具貸与

介護機関名	所在地	指定年月日
もらいぼし指定福祉用具貸与事業所	名古屋市中村区名駅南五丁目 1 番 6 号	平成 18 年 11 月 1 日
ぽぽライフ	名古屋市緑区六田一丁目 192 番地	平成 19 年 3 月 1 日

16 認知症対応型通所介護

介護機関名	所在地	指定年月日
ファミリーハウス「とんと」	名古屋市千種区茶屋坂通 2 丁目 14 番地	平成 18 年 4 月 1 日

17 小規模多機能型居宅介護

介護機関名	所在地	指定年月日
コムスのやわらぎ大曾根北	名古屋市北区山田町 3 丁目 62 番地	平成 19 年 1 月 1 日
コムスのやわらぎ天白	名古屋市天白区福池二丁目 36 番地	平成 19 年 1 月 1 日

18 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護機関名	所在地	指定年月日
グループホーム円頓寺	名古屋市西区那古野二丁目 12 番 5 号	平成 18 年 4 月 1 日
グループホーム円頓寺東館	名古屋市西区那古野一丁目 20 番 30 号	平成 18 年 4 月 1 日
グループホーム円頓寺北館	名古屋市西区菊井一丁目 2 番 4 号	平成 18 年 4 月 1 日

19 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
じゃがいも平田介護支援センター	名古屋市西区上橋町64番地	平成19年 1月 9日
おはなケアマネジメント	名古屋市中村区日吉町 8番地	平成18年 12月 1日
かなやま居宅介護支援事業所	名古屋市熱田区桜田町 9番 3号	平成19年 3月 1日
エム・オーヒューマンサービス居宅介護支援事業所	名古屋市中川区花池町 2丁目56番地の 1	平成18年 10月 1日

20 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ぽぽライフ	名古屋市緑区六田一丁目 192番地	平成19年 3月 1日

21 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
もらいぼし指定福祉用具貸与事業所	名古屋市中村区名駅南五丁目 1番 6号	平成19年 3月 1日
ぽぽライフ	名古屋市緑区六田一丁目 192番地	平成19年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 292号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成19年 8月 7日

名古屋市長 松 原 武 久

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
訪問介護エフエムパートナーズ	名古屋市東区葵一丁目14番 4号	平成19年 3月31日
エム・オーヒューマンサービス訪問介護事業所	名古屋市中川区荒子二丁目45番地	平成18年 9月30日
アテナ介護サービス	名古屋市守山区川北町 320番地	平成19年 3月31日

2 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
エム・オーヒューマンサービス訪問介護事業所	名古屋市中川区花池町 2丁目51番地 地の 2	平成18年 9月30日
アテナ介護サービス	名古屋市守山区川北町 320番地	平成19年 3月31日

3 訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーションエフエムパートナーズ	名古屋市東区葵一丁目14番 4号	平成19年 3月31日
メディカルノア訪問看護ステーション	名古屋市中村区畑江通 8丁目18番地 地の 1	平成19年 2月12日

4 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
岡崎内科医院	名古屋市南区呼続五丁目15番20号	平成19年 3月31日

5 介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
岡崎内科医院	名古屋市南区呼続五丁目15番20号	平成19年 3月31日

6 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ファミリーハウス「とんと」	名古屋市千種区茶屋坂通 2丁目14番地	平成18年 3月31日

7 通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
デイケアセンター希望	名古屋市北区清水三丁目17番 3号	平成18年 8月31日

8 福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
株式会社ケイエッチメデイカル松下電工エイジフリー介護チェーン名西	名古屋市西区押切二丁目 7番19号	平成19年 1月31日

9 介護予防福祉用具貸与

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
株式会社ケイエッチメデイカル松下電工エイジフリー介護チェーン名西	名古屋市西区押切二丁目 7番19号	平成19年 1月31日

10 居宅介護支援

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
じゃがいも平田介護支援センター	名古屋市西区上橋町62番地	平成19年 1月 8日
ノア指定居宅介護支援事業所	名古屋市中村区畑江通 8丁目18番地の 1	平成19年 2月12日
エム・オーヒューマンサービス居宅介護支援事業所	名古屋市中川区荒子二丁目45番地	平成18年 9月30日

11 介護療養型医療施設

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
医療法人並木会並木病院	名古屋市天白区荒池二丁目 111番地	平成19年 3月31日

12 特定福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
株式会社ケイエッチメデ ィカル松下電工エイジフ リー介護チェーン名西	名古屋市西区押切二丁目 7番19号	平成19年 1月31日

13 特定介護予防福祉用具販売

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
株式会社ケイエッチメデ ィカル松下電工エイジフ リー介護チェーン名西	名古屋市西区押切二丁目 7番19号	平成19年 1月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 293号

下之一色南部土地区画整理審議会委員の選挙期日

名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり定めましたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告します。

平成19年 8月 8日

名古屋市長 松 原 武 久

選挙期日 平成19年11月11日

名古屋市下之一色都市整備事務所

名古屋市告示第 294号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更します。

平成19年 8月 9日

名古屋市長 松 原 武 久

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

平成19年 8月13日（月）を供用する日に変更するとともに、平成19年 8月10日（金）から平成19年 8月19日（日）までの供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時30分まで」に変更する。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成19年 8月 9日

名古屋市長 松 原 武 久

1 有料公園施設の名称

東山公園 動植物園（ただし、植物園全域及び動物園一部区域を除く。）
正門前駐車場、北園門前駐車場、上池駐車場、動物園西駐車場
場、緑橋下駐車場及び展望塔前駐車場

2 変更内容

名 称	供用時間を変更する日	供用時間
動植物園	平成19年 8月10日から 12日まで	午前 9時から午後 8時まで
正門前駐車場 北園門前駐車場 上池駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）		午前 8時45分から午後 8時 30分まで
展望塔前駐車場（東山公園）		午前 8時45分から午後 8時 30分まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第296号

環境影響評価の対象事業の実施の引継ぎの届出

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第28条第1項の規定に基づき、平成19年8月3日付けで事業者から対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨の届出がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成19年8月10日

名古屋市長 松原武久

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
牛島市街地再開発組合 理事長 西川富夫
名古屋市西区牛島町6番27号
- 2 対象事業の名称及び種類
名古屋ルーセントタワー建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市西区牛島町627番他
- 4 条例第32条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
対象事業の実施を他の者に引き継いだため、同項第3号に該当
- 5 新たに事業者となった者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋ルーセントタワー全体管理組合
代表者 名古屋鉄道株式会社 取締役社長 木下栄一郎
名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

名古屋市環境局環境都市推進部環境影響評価室

名古屋市告示第297号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、次の建築協定を認可しました。

なお、同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成19年 8 月10日

名古屋市長 松 原 武 久

1 建築協定の名称

山添町地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市千種区山添町1丁目2番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

区役所処務規程(昭和28年名古屋市達第12号)の一部を次のように改正する。

平成19年 8 月 9 日

名古屋市長 松 原 武 久

第2条第1項区民生活部市民課の項第3号を次のように改める。

- (3) 住民基本台帳に関する事（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に届出又は申請のあつた支所の所管区域内に住所を有する者に係る住民基本台帳に関する事（住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事を除く。）を含む。）。

第2条第1項区民生活部市民課の項第5号中「当該市民課に」の次に「届出又は」を加え、「印鑑登録証明書の作成及び交付」を「印鑑の登録及び証明に関する事」に改める。

第5条の2中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、「属するもの」の次に「、第4号にあつては当該市民課において印鑑の登録を受け、その後他区へ転出をした（外国人にあつては、他区へ居住地を変更した）者の住所地（外国人にあつては、居住地）の区長の権限に属するもの」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 印鑑票及び除印鑑票（磁気ディスク又はこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをもって調整したものを除く。）の保存に関する事。

附 則

この達は、平成19年 8 月13日から施行する。

市民経済局
区役所
区役所支所

名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第7号）の一部を次のように改正する。

平成19年8月9日

名古屋市長 松 原 武 久

第3条第3項庶務係の項第12号を次のように改める。

- (12) 住民基本台帳に関する事（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る住民基本台帳に関する事（住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事を除く。）を含む。以下同じ。）（守山区役所志段味支所に限る。）。

第3条第3項庶務係の項第13号中「（支所に）」の次に「届出又は」を加え、「印鑑登録証明書の作成及び交付」を「印鑑の登録及び証明に関する事」に改める。

第4条の2中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、「属するもの」の次に「、第4号にあっては当該支所において印鑑の登録を受け、その後他区へ転出をした（外国人にあっては、他区へ居住地を変更した）者の住所地（外国人にあっては、居住地）の区長の権限に属するもの」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 印鑑票及び除印鑑票（磁気ディスク又はこれに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをもって調整したものを除く。）の保存に関する事。

附 則

この達は、平成19年 8 月13日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 8月 8日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
V S 名古屋ビル
名古屋市中区新栄二丁目 1番 1号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,897平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成18年 3月15日
- 5 廃止する理由
店舗売買により小売業を行わなくなるため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

公 告

都市計画に関する公聴会規則（平成13年名古屋市規則第 115号）第10条第 1 項の規定により緑化地域の都市計画に関する公聴会の記録を、また、同規則第 11条第 1項の規定により同公聴会において公述人が述べた意見に対する見解書を作成しました。

なお、記録及び見解書は、同規則第11条第 4項の規定により、平成19年 8月 8日から平成19年 8月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課において一般の縦覧に供します。

平成19年 8月 8日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

公 告

都市計画に関する公聴会規則（平成13年名古屋市規則第 115号）第10条第 1項の規定により高度地区の都市計画に関する公聴会の記録を、また、同規則第11条第 1項の規定により同公聴会において公述人が述べた意見に対する見解書を作成しました。

なお、記録及び見解書は、同規則第11条第 4項の規定により、平成19年 8月 8日から平成19年 8月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課において一般の縦覧に供します。

平成19年 8月 8日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課